

茨城県 社会福祉士会 NEWS

NO. 44

発行 一般社団法人 茨城県社会福祉士会
Ibaraki Association of certified Social Workers

発行日 平成24年9月18日<2012. 9. 18>

編集 広報事業部

事務局 〒310-0851

茨城県水戸市千波町1918

茨城県総合福祉会館内

Tel : 029-244-9030

Fax : 029-244-9052

ホームページ <http://www.csw-iba.org/>

Eメール csw-iba@csw-iba.org

第1回社会福祉士共通基盤研修を開催しました！ in いこいの村潤沼

9月1日（土）～2日（日）に、2012年度 茨城県社会福祉士会 第1回 社会福祉士共通基盤研修を鉾田市にある「いこいの村潤沼」にて開催しました。

なお、第2回 社会福祉士共通基盤研修は、2013年3月2日（土）に茨城県総合福祉会館を会場に開催を予定しておりますので、皆様ぜひご参加ください。



島村先生を囲んでの集合写真



1日目演習の様子



1日目の講師の島村先生



竹之内会長と2日目シンポジストの榎原氏



2日目シンポジストの小川氏と阿部氏

目次・・・1 新役員挨拶・・・2～3

(社)日本社会福祉士会 第23回 通常総会(代議員会)報告、福祉職場 2012 フェスティバル報告・・・4

福祉関係者のための成年後見制度活用講座を受講して・・・5

「高齢者虐待対応現任者標準研修」を受講して・・・6

基礎研修Ⅰー集合研修Ⅰを受講して、新規入会会員募集・・・7

各ブロックからの活動報告・・・8～10 (中央ブロック・県南ブロック・県西ブロック)

編集後記・・・10

新 役 員 挨 拶

2012 年度より 2 年間、引き続き会長を務めることになりました。一般社団法人として設立しましたが、法人化前より抱えていた課題と法人化をして新たな課題もあり、これらの点について気持ちも新たに取り組む所存であります。

以下、いくつかの課題についてお話をしたいと思います。旧来からの課題として、会の組織率をあげること、ブロック活動の活性化など広く県民に身近な存在としての社会福祉士の認知をひろげること、ひいては社会福祉士の任用の拡大をはかることなどがあげられます。また、連合体移行に伴い、県社会福祉士会の担う役割が拡大し、付随してそれらの役割を担う人材の開拓や事務量の増加にいかに対応するかなど、新たな課題も抱えています。その一つに、今年度からの新生涯研修制度と認定社会福祉士の認証の件があげられます。具体的には、3 年間の基礎研修を支部で担うこと、さらにその後のスーパーヴィジョンにかかわる人材の確保、会員の研修履歴の管理や認証が可能な研修の準備など、たくさんのクリアしなければならない点があります。これらを確実に実現していくためには、事務局体制の整備は欠かせません。常勤職員の確保について、財源のシミュレーションをし、早急な体制整備を行いたいと思います。また、これらの会活動には、各ブロックでの体制づくり、会員一人一人の協力は欠かせません。理事やブロックの役員任せでは、とうてい会は活性化しません。一人一人が積極的に、会活動に参画いただき、よりよいものにしていきましょう。どうぞよろしくお願いいたします。

理事・会長 竹之内 章代

このたび、副会長職を拝命することになりました古河市役所の吉原と申します。身に余る大役を拝命することになりましたが、会員の皆様のために努力して参りたいと思います。特に私は研修事業部を担当させていただいておりますので、生涯研修制度の見直しに伴う支部研修の充実や改善を図り、会員の皆様の実践に役立つ研修制度を確立したいと思います。また、ブロックとの橋渡し役としての役割も担っていききたいと思います。

理事・副会長 吉原 徹

つくば国際大学の椎名清和です。このたび、理事および副会長を務めさせていただくことになりました。どうぞ、よろしくお願いいたします。私は、専門性の「深まり」と「広がり」には、他（多）分野から如何に学んでいくかが重要だと思っています。類似点や相違点を丹念に検討することで、社会福祉士としての自らのポジションも自ずと明らかになっていくのではないのでしょうか。会活動において様々な人的交流や学問的交流をはかることで、皆様の専門性の向上に寄与できれば幸いです。

理事・副会長 椎名 清和

前期に引き続き、理事及び事務局長をさせていただくことになりました。連合体移行により今後も様々な事務量の増加がありますが、それに伴う事務局体制の整備が急務となっております。会員の皆様のニーズに対応すべく、事務局を目指しておりますが、なかなか対応しきれていないのも現状かと思えます。会員の皆様と共に会を運営していきたいと思っておりますので、こちらから皆様に依頼をさせていただいた場合は、ぜひともご協力いただきますようお願い致します。

理事・事務局長 小森 弘道

今期、初めて理事に就任させていただくこととなりました酒寄と申します。

私が今回、理事選挙への立候補を決意したのは、多くの方が孤立や社会的に排除された状態で生きづらさを感じ、被災地では生活再建に向け多くの方が苦闘している今、社会福祉専門職の存在意義が問われているという危機感からであります。このような社会情勢下でこそ存在意義を発揮できる職能団体であるために、微力ながら努力していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

理事 酒寄 学

今回理事に就任しました鈴木弘昭と申します。不慣れな所が多々ありますが、茨城県社会福祉士会に貢献できるよう一生懸命頑張ります。どうぞよろしくお願い致します。

理事においては、「組織強化」を担当させていただきます。今後、より多くのみなさんに福祉士の活動を知ってもらい、積極的に研修等に参加できるように促す事で発展へとつなぐ事ができればと微力ながら考えております。未熟な私ですが、御指導、御鞭撻をいただければ幸いに存じます。

理事 鈴木 弘昭

このたび理事に再任され、研修事業部を務めさせていただくことになりました滝口と申します。

生涯研修制度も大きく変わる中、研修担当として微力ではありますが努力してまいりたいと思います。今回、新たに理事になられた頼もしい方々もいらっしゃいます。会員の皆様の声が会活動に反映できるよう、一緒に力を合わせて、茨城県社会福祉士会を創ってまいりたいと思いますので、これからもご指導をよろしくお願い申し上げます。

理事 滝口 康子

相談事業部を引き続き代表としてお引き受けすることとなりました。定着してきた定期的な無料相談会を今後も実施して行くと共に、ブロックでの相談会も実施して行きたいと思っています。また専門性を担保できるよう相談担当者の研修会等を「ぱあとなあ」と協力しながら実施していきたいと思っています。偶数月の第3日曜日に行われている無料相談会の相談担当のご協力をお願い致します。

理事 武田 登美枝

前期に引き続き理事を務めさせていただくことになりました中山と申します。どうぞよろしくお願い致します。私は主に広報を担当させていただいております。多くの皆様に社会福祉士会を知っていただけるよう、会員の皆様に新しい情報をより迅速に提供できるよう、広報誌及びホームページ等の充実に努力してまいりたいと思います。会員の皆様と一緒に作っていきたくて考えておりますので、原稿の作成などお願いさせて頂いた際には、ぜひご協力頂けますようお願い申し上げます。

理事 中山 優子

この度、茨城県社会福祉士会の理事をさせて頂くことになり、とても気持ちの引き締まる思いをしております。私自身まだまだ未熟者ではありますが、皆様のご提案やアドバイス、ご相談等を伺わせて頂きながら、会の更なる発展のため力を尽くしたいと考えております。不慣れなためご迷惑をお掛けすることもあると思いますが、よろしくお願い致します。

理事 三田寺 由希

～2012 年度第 1 回茨城県社会福祉士会定時総会の様子～



理事就任挨拶



支部推薦研修報告等

(社)日本社会福祉士会 第23回 通常総会（代議員会）報告

吉 原 徹

去る、平成 24 年 6 月 16 日(日)、東京駅近くの鉄鋼会館において、(社)日本社会福祉士会 第 23 回 通常総会（代議員会）が開催されました。茨城県社会福祉士会の代議員として出席させていただきましたので、ご報告させていただきます。

平成 24 年 4 月 1 日の連合体移行後、初の通常総会となりましたが、従来の定款に定める通りの代議員総数 150 名のうち、出席代議員数が 102 名、書面表決代議員数が 39 名で総会は開始されました。

まず、総会においては 5 つの議案について議論がなされました。

第 1 号議案、第 2 号議案として 2011 年度の事業報告と決算報告が審議されましたが、特に会員の「未収会費」がかなり多くの金額に達していることについての質問や意見が相次ぎました。これに対して本部としては、何とか未収会費の削減に努めるとともに各県支部に負担のかからないような対応を行うこととして採決されました。第 3 号議案として 2012 年度の補正予算についての審議及び採決がなされた後、第 4 号議案として本総会における最重要審議事項である日本社会福祉士会の公益社団法人移行のための定款改正案が審議されました。東京都社会福祉士会からは、会員数が多く、全会員の意見を反映させるためには複数の議決権が必要であるため、1 社員 1 議決権ではなく複数議決権を認めてほしいという意見書が提出され、当該意見書についても同時に議論がなされました。議論内容の詳細については紙面の都合上割愛をさせていただきますが、かなりの長い時間をかけた議論の末、定款改正案の微調整を次回の総会に提案することを条件に、4 分の 3 以上の代議員の賛成を得て採決されました。第 5 号議案として都道府県社会福祉士会の正会員情報の共有に関する規則案が採決された後、2 つの協議事項が協議され、3 つの報告事項が報告され、実に 4 時間を越える総会はようやく終了しました。

会員の皆様もご存知のとおり、現在、本部の公益社団法人への移行に伴い、様々な改正や変更が行われています。総会で議論されていることの多くは会員の皆様に直接的に関係することにも含まれていることから、本部から送付されてくる議案資料集はご一読されることをお勧めいたします。また、県支部といたしましても、今後もこのような場を通じて出来得る限り会員の皆様へお伝えして参りたいと考えております。

福祉職場2012フェスティバルにブースを出展しました！

7 月 29 日（日）、茨城県総合福祉会館で開催された福祉職場 2012 フェスティバル（茨城県社会福祉協議会主催）の福祉紹介コーナーにブースを出展し、椎名副会長と中山理事で各種相談に対応しました。

当日は社会福祉士会の活動や社会福祉士資格の取得方法などについて 3 件の相談を受けたほか、介護福祉士会のブース担当者とともに、一般来場者の方からのお話も伺いました。



福祉関係者のための成年後見制度活用講座を受講して



県南ブロック所属 有井るりこ

4月21日（土）、22日（日）の2日間にわたり筑西市協和総合センターホールに於いて、2012年度福祉関係者のための成年後見制度活用講座を受講させていただきました。

1日目は、竹之内会長の成年後見制度創設の背景・理念・各法制での位置づけや成年後見制度の現状を事例を含めて講義頂き、成年後見制度では何ができ、何ができないのかを学び、本人の将来を見据えて寄り添う事の難しさを理解する事ができました。続いての筑西市社会福祉協議会の大類氏による日常生活自立支援制度と成年後見制度の関係については、対象者を後見につなぐ際、蓄積情報の活用により後見人と連携して支援できるメリットがある反面、申立ての段階で課題が発生することが多いという現状など、現場ならではのお話や、水戸家庭裁判所訟廷管理官の小林氏による水戸家庭裁判所管内の申立て事件の推移・手続き・後見制度支援信託等、具体的な後見事務の講義を頂きました。

2日目は、茨城県弁護士会の小沼氏による成年後見人の職務についてのお話でしたが、とにかくそのテンポのよさと具体的な内容に、みるみると引き込まれてしまうほど興味深いものでした。被後見人の保護と支援に関して、成年後見人の果たす責任の重さや、困った時の相談崎を的確に優先順位を決めて、専門家の意見を確認し対処しなければならないと感じました。そして、成年後見センター・リーガルサポートの山下氏による、法定後見などの申立て実務の必要書類や申立て方法についての講義を頂き、2日間を通して後見人の職務や責任の重さについて学ぶことができました。

私は現在、療養型病院の医療ソーシャルワーカーを職としておりますが、近年成年後見人制度を利用しておられる患者様のご入院が増加し、様々なケースを目の当たりにすると、ご本人の権利擁護のために代弁していく難しさや、保証人の問題・医療の同意に関して、病院側としての立場とは言え、後見人の方々にはかなり無理なお願いをしていたものだと、つくづく感じざるを得ませんでした。成年後見人の方には、親族の方と同じ様に同意を求めなければならない病院側の実情に、非力ではありますが自らもメディエーターとしての役割が果たせるよう努力し、職務に活かしていけるように努めたいと思います。そして、今回の講座では、もう一つ大切な事を気づかせて頂く場面がありました。それは、この講座で一緒させて頂いた弁護士の先生と名刺交換をさせて頂いたのですが、翌日早々に名刺交換のお礼状を頂戴いたしました。日頃、自分が相手の方を慮る気持ちを忘れかけていた事に、はっとさせられてしまうと同時に日々の出会いの大切さを改めて再認識させて頂く事ができました。今後も他職種間との連携を大切に社会福祉関係業務に従事する者として、支援が円滑に行われるよう努力して行きたいと思います。



小沼弁護士



研修会の様子



リーガルサポート山下氏

「高齢者虐待対応現任者標準研修」を受講して



佐竹 百合子

今回の研修では、タイトルにある様に全ての現任者が共通の意識をもって共同責任で対応する事の大切さを学んだ。

3日間の研修の初めに弁護士の小沼典彦先生から「高齢者虐待防止法と市町村の責務」について講義を受けた。責務とは責任と義務を意味し法的な義務を履行していない場合、市町村に国家賠償の問題が生じる。2006年に施行された「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を理解するためには、高齢者は高齢に伴って身体・知的・精神等様々な障害を有する事もあるので「障害者虐待防止法」との関係もおさえておく必要がある。さらには養護者が配偶者の場合、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護」に関しても理解する必要がある。

市町村の責任で重要な事は、虐待を受けている高齢者をどの様に救済するかである。本人や養護者が立ち入りを拒否していれば立ち入りをする事が出来ない。しかし、何らかの形で緊急的な支援が必要な事態も当然存在する。その際には法の専門家と相談しながら、緊急性・必要性・妥当性を記録に残す事が大切である。

虐待は高齢者に対する最も重大な権利侵害である。虐待を未然に防ぐためのアプローチとして権利意識の啓発や認知症の理解、介護知識の周知、制度の利用促進による養護者の負担軽減、孤立している高齢者世帯への働きかけなどがある。虐待の早期発見、対応として地域との連携、虐待に関する普及啓発等が必要である。

虐待対応においては「自己決定の尊重」より「高齢者の安全・安心の確保」を優先させる場合、必ず明確な根拠が必要である。次に、虐待が解消した後、高齢者が主体的に生きる支援が必要である。虐待対応のプロセスにおける留意点は、相談受付時の複数による確認、根拠となる情報収集、虐待発生の要因分析と課題の抽出、対応計画の作成、評価、終結であり、組織対応の視点が必要である。

適切な虐待対応を導くひとつのツールとして演習で学んだ帳票がある。活用する目的として虐待対応の標準化・明確化・共有化・効率化である。帳票を記入する際、事実が変わらないために事実を記入する事の大切さを学んだ。

3日間の研修で学んだ事は常に法的根拠が必要であり、そのために記録を正確に残す事が重要であることだ。虐待対応チームアプローチであり、チームが効率良く的確に動くために帳票が必要であり、高齢者虐待対応の手引きにより標準化の重要性も学んだ。

今回学んだ事を日常業務に生かせるために虐待のサインを見逃さない様に支援していきたいと思う。さらにこの様な研修は一度だけではなく数回重ねて受講したいと思った。



基礎研修Ⅰー集合研修Ⅰを受講して



社会福祉法人茨城補成会 涸沼学園集まれガッツ村

飯田真悟

資格を取得したものの、特に社会福祉士らしい事が何も出来ないまま一年が経過してしまい、「このままでは名ばかりの社会福祉士になってしまう」という強い懸念を抱き始めた私は、生涯研修制度の第一歩となる基礎研修Ⅰの受講を決めました。

社会福祉士のあゆみや、組織の現状についての講義では、専門職団体として目指すべきことを学べた以上に、自分自身がこの団体の一員であり、職場以外のもうひとつの活動のフィールドなのだという帰属意識形成の一助となったと感じます。

また、生涯研修制度についての講義では、まさに生涯に渡っての研修の説明を聞き、正直なところ、そのボリュームに圧倒され茫然としましたが、同時に、この研修制度を活用していくことで、本当の意味での社会福祉士に近づけるのではないかと奮い立ちもしました。成年後見人になることや、スーパービジョン、人材育成などから、各分野の専門家と連携・協働し、理論を用いてアプローチしていくこと、地域資源の開発、創造などといった、社会福祉士に求められる役割というもの、未熟な私にとっては、いまだ現実的でなく、テキストの中での話に留まってしまっています。この役割を担えるような社会福祉士に成長していけるよう、生涯研修に期待するとともに、自分自身に期待が持てるようになりました。「自己研鑽は、社会福祉士の義務である」という言葉がありますが、どのように研鑽していけば良いのかイメージが難しかった私にとって、大きな道標となり、心の拠り所を得ることが出来ました。

その後の「社会福祉士の専門性について考える」演習では、社会福祉士とは、実に多彩な業務を担う立場にあること、また様々な場所で活躍しているということを改めて感じたとともに、自分にもその可能性があるのだという、自身への期待感をここでも得ることが出来ました。実際に演習を行ったメンバーも、全員が別の領域・職種で活躍している方々で、具体的な業務やそれに伴う心構え、日ごろの苦労話ややりがいなどを、演習時間内では真剣に、休憩時間にはフランクに聞いたことも大きな刺激となりました。異なる領域のメンバー同士が、社会福祉士の専門性についてという漠然としたテーマについて話し合い、まとめていく作業は、非常に興味深く意味の大きいことでした。

研修後の懇親会でも様々な領域・職種の方々とお話しさせて頂くことが出来ました。これだけ多種多様な方々が一堂に会する機会はとても貴重なものだと思います。社会福祉士にとって重要なネットワーク構築の第一歩を踏み出せたように思います。という堅苦しい言葉は抜きにしても、非常に楽しく有意義な時間を過ごすことができました。

基礎研修Ⅰの受講は、自覚形成や、将来への展望・期待にとっても役立つものとなりました。社会福祉士としてのスタートラインにようやく立つことが出来たと実感しています。

新規入会会員大募集中です！

新年度を迎え半年になりましたね。会員の皆様、職場の新入職員に社会福祉士をお持ちの方はいらっしゃいませんか？職場やお友達に社会福祉士をお持ちでまだ社会福祉士会に入会されていない方がいらっしゃいましたら、ぜひぜひ社会福祉士会への入会のお声かけをお願いいたします。

資格取得はスタートラインです。様々な研修会に参加したり、懇親会でネットワークを広げたり、社会福祉士会で更に自分を磨いて行きましょう！！

茨城県社会福祉士会ホームページ (<http://www.csw-iba.org/>) にある入会申込書請求フォームから入会に必要な書類を請求できますので、ぜひご活用ください！

県央ブロックだより



平成24年度は、4月1日に「県央ブロック総会&懇親会」を開催し幕を開けました。場所はまねきねこ♪水戸バイパス店！！アイドルたちのBGMをバックに話が盛り上がること3時間。食べ、飲み、語りつくしたひと時でした。4月28日には「精神保健福祉講座：県立こころの医療センターにおける相談援助の紹介と心神喪失者等医療観察法について学ぶ」をテーマに研修会を開催することができました。ご協力ありがとうございました。

また、会員同士の親睦をはかることを目的に7月20日には赤塚駅近くの「格子屋」で暑気払いも行い、檜山ブロック長の暖かいメッセージを聴いては、また吞んで、語り、笑い合う豊かな時間を過ごしました。^o^

これから、2ヶ月に1回は定例会も設けます。まだ県央ブロック活動に参加されたことのない皆さま方も、一緒に活動に参加してみませんか。申し込みは要りませんので気軽にお越しくださいね。心よりお待ちしております！！



3・25「良くわかる年金セミナー～制度とその手続き～」を企画して

小規模多機能型居宅介護 青い丘 横須賀 優

高齢化が進行し年金の財源が不足してしまうのではないかと心配から年金制度への信頼が揺らいできており関心が高まっています。

茨城県社会福祉士会県央ブロックでは、年金制度に関する基本的な知識を深める目的で平成24年3月25日茨城大学共通教育棟教室を会場として「良くわかる年金セミナー～制度とその手続き～」を開催しました。

講師である斎藤 敬徳先生は特定社会保険労務士の資格を持ち、新聞への連載や年金に関する講演やセミナーを行っている経験豊富な講師でした。

セミナーでは、老齢厚生年金の水準、厚生年金の受給開始時期、国民年金の受給開始年齢、障害年金、遺族年金の概要について説明がありました。複雑な年金制度について、具体的な事例や、見やすい図を用いて分かりやすく説明して頂けました。

老後や、病気や怪我で障害を負ってしまった時の生活設計のベースとして公的年金に頼らなければならない状況になってしまう方は多いと思います。要援護者の生活を支えていくためには正しい知識を持ち、年金額、資産を把握する必要があります。その把握が十分でない時には要援護者の方の生活や人生さえも変えてしまう場合もあります。

今後も積極的にセミナーや勉強会に参加し、自身の知識を深めて仕事に生かして行きたいと思います。

4・28「県立こころの医療センターにおける相談援助の紹介と心神喪失者医療観察法について学ぶ」を企画して

鶴田和也

茨城県立こころの医療センター医療福祉相談室の成島俊治氏と笹川礼好氏のお二人からお話を伺いました。

こころの医療センターは、地域医療の要となる病院をめざして、病院の外に一步踏み出す活動に今、重点を置いて取り組んでいます。また、高齢者施設との連携も強化しており、診療の要請に速やかに応える体制を整え、地域連携機能の充実に力を入れています。

続いて心神喪失者等医療観察法の概要として、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った方への社会復帰を促進するため医師、看護師、心理士、精神保健福祉士、作業療法士などの他職種の医療チームを結成していること。また他職種の違った視点や情報の共有を図りながら対象者へチームアプローチをする事で、医師からの指示だけでなくチームの一員として活発なディスカッションが可能になった事がわかりました。退院に向けて地域でも体制を整え受け入れる準備も必要であると理解する事ができました。

◆秋の懇親会◆

■平成24年10月26日（金）

■時 間：19:00～

■場 所：「格子屋」赤塚店

*予約の都合上、申し込みをお願い致します！

あなたに会いたいなあ♡



◆定例会のお知らせ◆

■平成24年 9月28日（金）

■平成24年 11月30日（金）

■平成25年 1月25日（金）

■平成25年 3月22日（金）

■全日程 19:00～

場 所：サイゼリヤ 笠原店

TEL：029（305）5721

*事前の申し込みは不要ですからね～

県南ブロック活動報告

ホームページ ⇨ <http://ibanancsw.hp2.jp>

県南ブロックの活動も4年目に入りました。最近では会議でも毎回20名前後に集まって頂けるようになり嬉しい限りです。今年度も研修会や交流会など充実した活動を目指して、協力し合って頑張っていきたいと思います。皆様の参加をお待ちしています。

県南ブロック研修会を開催しました！

7月14日（土）の県南ブロック会議では、法テラス茨城より、弁護士の西村亜矢子先生、和田恵先生、飯田健太郎先生、倉部奈々先生をお招きして、「社会福祉士に身近な法律」というテーマでお話を頂きました。

まずは、法テラスはどんな団体か、どんな業務を行っているのかを紹介して頂きました。その後は参加者から事前に頂いていた質問事例について、対応方法のアドバイスを頂きました。質疑応答の時間にも、参加者から色々と積極的な質問が聞かれておりました。

福祉の現場でも、法律が関わってくるような事例は少なくありませんので、皆さん有意義な時間と感じていただけたようでした。また、会議の後の懇親会にも弁護士の先生方に参加して頂くことができ、そちらでも活発な意見交換がなされていました。



今年度からの新役員が決まりました！

2012年3月4日（土）の会議にて下記のとおり今年度からの役員体制が決定しました。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

- ❖ブロック長：猪瀬 厚
- ❖副ブロック長：加藤 史子、椎名 清和
- ❖研修事業部長：加藤 史子、榊原 裕進、
角田 純一郎
- ❖相談事業部長：上田 和寿
- ❖広報事業部長：中山 優子
- ❖組織強化事業部長：藤井 誠
- ❖成年後見ばあとなあ部長：有坂 由美子

- ❖監事：高橋 純、脇坂 孟男
- ❖顧問：萩原廣茂

★各事業部とも一緒に活動してくれる仲間を募集しております！

事業部の活動に少しでも興味のある方は、ブロック会議の際などお気軽にお声かけください♪

研修会開催のお知らせ

パーソナリティ障害への対応 ～私たちができることとできないこと～

- 講 師：山川 百合子 先生
(茨城県立医療大学 医科学センター講師)
- 日 付：10月27日（土）
- 場 所：つくば国際大学 第2キャンパス
(土浦市真鍋6-8-33)
- 参加費：500円（資料代）
*茨城県社会福祉士会会員は無料

★詳細は県南ブロックホームページでお知らせしています。皆様のご参加をお待ちしています！

イベント予定

★11/17(土)視察研修

こころみ学園(ココ・ファーム・ワイナリー)の収穫祭を見学します。以下は農林水産政策研究所による関係レポートになります。

<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/Syogaiya/pdf/111101.pdf>

県西ブロック活動報告



今年度はまだ、ブロック単独での活動ができておらず、大変申し訳ありません。今後皆様のご協力をいただきながら、研修会等について企画・開催していきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

今回は平成 24 年 7 月 21 日（土）に日本社会事業大学同窓会茨城県支部と茨城県社会福祉士会の共催による講演会が結城市で開催されましたので、ご報告いたします。

講演会

「児童福祉の今日的課題」～スクールソーシャルワークのいま、そしてこれから～

演者である山下栄三郎先生は、1986 年から 12 年間、日本で唯一のスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）としてご活躍なさった方で、現在は日本社会事業大学大学院の特任教授として教鞭をとっていらっしゃいます。SSW の業務、置かれている立場、今後の課題等について、ご自身の経験も交えた具体的なお話をお伺いすることができました。簡単ではありますが、ご講演の内容をまとめてみたいと思います。

（１）SSW の置かれている現状

2008 年に突如始まった SSW 活用事業によって全国に 600 人以上の SSW が誕生したが、その多くは非常勤で身分が不安定。また、スクールカウンセラーとの棲み分けがうまくできていないことも多い。半数以上は教員免許所持者。

（２）学校の抱える問題

少子化で子どもの数そのものは減っているにも関わらず、不登校や校内暴力は年々増加している。これは、子どものニーズと旧態依然とした学校という制度との間に生じたズレによる現象である。学校以外でも知識が身につけられる今、子どもが本来持つ「存在を認められたい」「必要とされていると感じたい」というニーズを受け止め、生活の質と尊厳を軸とした関わりと支援を行う“居場所”として再構築を求められている。競争モデルから共生モデルへのパラダイムシフト。

（３）スクールソーシャルワークの視点

子どもの利益が最優先。大人の枠組みを押し付けるのではなく、子どもの側から考える。ひとりの人間として尊重して話を聞く。ソーシャルワーカーという分りにくい仕事を周りに理解してもらうには、具体的なスキルをきちんと身に着ける必要があるが、ソーシャルワーカーとしての価値や倫理に基づいたものでなくてはならない。子どもたちの可能性をキャッチすることが大切。

（４）スクールソーシャルワークのこれから

SSW が学校に異なる視点を導入する。ネットワークをつくり、調整する。子どもの代弁者としての役割を果たす。学校内外で新たな資源開発をする。学校の活性化。そのために必要なのは、専門職としての主体性や基盤、力量、人材養成・資格、身分保障。

講演会の参加者は 30 名程とそれほど多くはありませんでしたが、質問や意見交換等積極的に行われました。

（岩田真由美）

【編集後記】

大変お待たせしてしまいましたが、2012 年度第 1 号の広報誌が完成しました。各ブロックでの活動が始まって 4 年目、それぞれ研修会や交流会など活動が盛んになってきていますね。茨城県社会福祉士会及び各ブロックの研修会や交流会にどんどん参加して、ぜひ会員同士のネットワークを広げて行きましょう！新規会員も大募集中です。

広報事業部